

第3回「これからの専修学校教育の 振興のあり方検討会議」 論点5～7について

平成28年6月27日

学校法人 西野学園

理事長 前鼻 英蔵

論点5 職業実践専門課程のあり方

専修学校の質的なことに対する議論は、職業実践専門課程で初めてなされた。

量的拡大の意見交換はあっても、卒業までの質的なことに対する議論は少なすぎた。

質的向上に不可欠な教員研修が団体として近年やっと注目されるようになった。

認定を受けることによる質保証・向上の効果をしっかりと検証し、普及に努めるべき。

専修学校の質的担保とは何か？

授業アンケート、自己点検評価している学校は増えた

しかし、

入学者数、在籍者数、中退率、卒業率全て非公開

財務諸表は努力義務

国家試験合格率は出ている

どういう経歴の教員が何を教えているのかは非公開

入学後のカリキュラム体系が入学前には不明

卒業後の職業ははっきりしているが、卒業までにどのような知識・技能・技術を持って社会に出るか不明

という事が大学と比較して出来ていない



その一つの指標が職業実践専門課程認定

だからこそ鍵は職業実践専門課程認定 と教育力向上！

- 業界から教員になる人への研修は？
- 教える力を上げるための教員研修は？
- 公開授業を実施しているか？
- 大学でいうFDやSDという概念を持ち合わせているのか？
- どういう能力の学生が欲しいのか？
- どういう考えによるカリキュラムで育成していくのか？
- 卒業時にはどういう力を持った学生を輩出していくのか？
- そして業界を担える人材を育てていると自負出来るのか？
- 認定を受けるだけが目標でなく、受けたことによりどう変化したのか？
- 「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」の狙いを少なくとも経営層は理解して欲しい。出来れば教職員にも周知出来る研修があってもいいと思う。



三つの
ポリシー

学校法人西野学園概要

昭和40年4月 西野桜幼稚園開園 創設51周年

昭和45年4月 西野第2桜幼稚園開園 現在両園児数約440名

専門学校4校12学科2通信課程

札幌医学技術福祉歯科専門学校

札幌心療福祉専門学校

札幌リハビリテーション専門学校

函館臨床福祉専門学校 以上専門学校在籍者数 1,112名

看護科2年通信課程、社会福祉士通信課程

以上通信制在籍者数 約700名

職業実践専門課程認定状況

学園内全専門学校全12学科 平成27年度認定

札幌医学技術福祉歯科専門学校

臨床検査技師科、臨床工学技士科、言語聴覚士科、
理学療法士科、介護福祉士科、社会福祉科、歯科医衛生士科

札幌心療福祉専門学校

精神保健福祉科

札幌リハビリテーション専門学校

理学療法士科、作業療法士科

函館臨床福祉専門学校

介護福祉士科、社会福祉科

職業実践専門課程の要件

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

認定要件

- 3(1) 修業年限(2年以上)
- 3(2) 企業等と連携体制を確保して教育課程を編成
- 3(3) 企業等と連携して実習・演習等を実施
- 3(4) 総授業時数1700時間以上、総単位数62単位以上
- 3(5) 企業と連携して教員に対し実務に関する研修を実施
- 3(6)(7) 学校関係者評価と結果の公表
- 3(8) 情報公開

赤字:専修学校設置基準になく新たな認定要件

認定要件3(2) 企業等と連携体制を確保して教育課程を編成

(趣旨)

専修学校専門課程の教育を施すにふさわしい教育課程の編成を行うなど、企業等の要請等を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育を主体的に実施していることを求めるものです。

(内容)以下の全ての要件を満たしていること。

①「教育課程編成委員会等」を設置していること。

専修学校の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議

規定類の作成、委員会の位置づけ

② 教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催していること。

③ 教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っていること。

申請までに2回実施

教育課程の改善の結果を具体的に記載。

認定要件3(2)① 企業等と連携体制を確保して教育課程を編成

教育課程編成委員会の実施

実施回数：年2～3回

1回目：6～7月

学科概要説明(入学、卒業、国試、就職等)

自己点検評価の結果報告

養成施設指定規則に則った「自己点検表」(毎年3月)

意見交換

2回目：11～12月

1回目の意見に対する対応を報告

本年度の活動報告

次年度に向けた取り組み

3回目：3月

今年度の振り返り

認定要件3(2)② 企業等と連携体制を確保して教育課程を編成

教育課程編成委員会の結果

委員からの意見

- 文書能力、コミュニケーション力、理系の能力(応用力)の強化が必要。
- 職業意識の低い学生も見られる。
- 休退学者の改善により人材確保が必要でないのか。
- 実習地で、許可や禁止などの指示がないと動けない学生が多い。
- 現場の技師が講師として、授業や学会発表を担当してはどうか。
- 実習指導者の話をする機会を設定できないか。
- 実習地と学校が情報交換する環境を作る必要がある。
- 医療職、他職種が入ったカンファレンスで発言できるかという点が必要になる。

教育課程編成委員会の結果2

改善内容

- 次年度に向けてカリキュラムを見直し。
- 入学前学習セミナーなどで、必要とされる資質や能力に関する講義・演習を実施。
- 1, 2年生において施設見学を実施。
- 1年次の早期に学生個々の基礎学力を把握し、必要な補習授業や学習課題を与えて学力と自信を向上。
- 入学時合宿セミナー等で実務者の講演や話し合いの機会を設け、早期に目的意識を定着。
- 学生サポートセンターを開設し、学生の学習支援や生活支援をしていく。

教育課程編成委員会の結果3

改善内容

- ▶ビデオや音声などの視聴覚教材を用いて模擬的な演習を取り入れる授業内容を追加した。
- ▶専任教員による学内実習では常に現場での動きをイメージさせる授業を実施。
- ▶臨床実習では実習開始時のオリエンテーション、終了時の振り返りの時間をとる。
- ▶他職種連携を推進。

・教育課程編成委員会では学校の教育活動について、これ以外にも改善に向けての様々なアドバイスをいただいた。

2. 職業実践専門課程の要件

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

認定要件

- 3(1) 修業年限(2年以上)
- 3(2) 企業等と連携体制を確保して教育課程を編成
- 3(3) 企業等と連携して実習・演習等を実施**
- 3(4) 総授業時数1700時間以上、総単位数62単位以上
- 3(5) 企業と連携して教員に対し実務に関する研修を実施
- 3(6)(7) 学校関係者評価と結果の公表
- 3(8) 情報公開

認定要件3(3) 企業等と連携して実習・演習等を実施

職業に必要となる実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。

(内容)以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等と協定書等や講師契約等を締結して実習・演習等を行っていること。
- 医療系、福祉系の学科では、養成施設指定規則により、必修科目として臨床実習、介護実習を実施

「学校関係者評価委員会」の設置と開催

①各種規約の整備

学校関係者評価委員会規程の作成

学校関係者評価規程

(設置)

第2条 札幌医学技術福祉歯科専門学校（以下「本校」という。）は、より実践的な職業教育を実施していくため、教育活動に関する、意見交換を通し、**学校の自己点検評価結果について評価**することを目的とした委員会を置く。

②自己点検評価の精査

③委員の選任（例：業界・職能団体、町内会）

④委員会の開催

②自己点検評価の精査

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づく自己点検評価(平成25年3月)

※ 申請の前年度を対象とした評価

- 専門学校全体の教育の質の保証・向上の観点から、「専修学校における学校評価ガイドライン」において示された評価項目について評価を行っていることが必要

その他

養成施設等の適正な運営にあたっての自己点検表

事業所ヒアリング(学園独自のヒアリング調査、卒業生の動向及び学園の評価について)

2. 職業実践専門課程の要件

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

認定要件

- 3(1) 修業年限(2年以上)
- 3(2) 企業等と連携体制を確保して教育課程を編成
- 3(3) 企業等と連携して実習・演習等を実施
- 3(4) 総授業時数1700時間以上、総単位数62単位以上
- 3(5) 企業と連携して教員に対し実務に関する研修を実施
- 3(6)(7) 学校関係者評価と結果の公表
- 3(8) 情報公開

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づく自己点検評価 (平成25年3月)

- (1) 教育理念・目標
- (2) 学校運営
- (3) 教育活動
- (4) 学修成果
- (5) 学生支援
- (6) 教育環境
- (7) 学生の受入れ募集
- (8) 財務
- (9) 法令等の遵守
- (10) 社会貢献・地域貢献
- (11) 国際交流

自己評価項目		平成25年度自己評価結果
I 教育理念・目標	1 理念・目標・育成人材は定められているか。	4.5
	2 社会のニーズ等を踏まえた学校の構想を抱いているか。	4.1
	3 理念・目的・育成人材像・特色などが学生・保護者等に周知されているか。	4.0
II 学校運営	4 目標等に沿った運営方針が策定されているか。	4.1
	5 運営組織は明確にされ、有効に機能しているか。	3.9
	6 情報システム等による業務の効率化が図られているか。	3.9
	7 学校内総合力を高めるための連携と協働体制の確立が図られているか。	3.7
	8 校内外関係機関との連携が図られているか。	3.7

3(6)(7)学校関係者評価委員会による評価

学校による自己点検結果については全般的に一定の理解を得ることが出来た。

卒業生や「他職種との連携」や「地域における役割」等については課題として提示された。

今後は学校・学科経営計画策定や、カリキュラム・授業内容の検討等の教育活動を見直す際の判断材料として意見を反映するよう取り組み、さらなる実践的な職業教育の実施を目指す。

なお、社会・地域貢献の一環として、学校祭を開催し地域住民との交流を図った。

また、地域住民を招いて授業を実施する「地域交流授業」については委員からの要望が強かったため、今年度もさらに内容を深化させ実施する。

3. 教育の質保証・向上に効果的であった点

- **地域、業界からの視線を認識しながら学校運営を行う意識が浸透した。**
- 情報公開や広報活動等、学園、学校からの情報発信が活性化した。
- 地域貢献や地域連携などの授業や事業が活発に行われるようになった。
- 就職先や業界からの学生や卒業生の評価を今後の教育課程や学校活動に反映することができた。
- 学校祭や学生参加型のプロジェクトなど学生の自主性を育てる活動が生まれた。
- 他職種との連携について地域、業界からの強い要望が認識できた。

4. 平成27年度の活動について: 認可後の変化

- 自己点検評価、学校関係者評価、教育課程編成委員会の結果から、PDCAサイクルが機能するようになった。



P: 教育計画、カリキュラム

D: 授業・実習の実践

C: 自己点検評価

学校関係者評価

教育課程編成委員会

A: 教育課程の編成、授業方法の改善

- 情報公開は、学校・学園の社会的信頼性を高める。

論点6 職業実践専門課程を基軸とした 質の保証・向上の振興策に関連して

まず重要な事は、何故認定を受けるのか？を理解しているか。ある地域のある施設(限定的業種)のみで通用する人材育成であるなら認定の必要は無い。

大事なことは、自分たちが養成した人材が、全国のどこへ行っても通用する知識・技術・技能を持ち合わせているか。

そういう職業人教育を養成する学校たり得るのかを質的担保するために認定されていると認識する。

さらにそれを裏付けるべき情報が公表される事により、広く世間に認知されていなければならない

2. 職業実践専門課程の要件

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

認定要件

- 3(1) 修業年限(2年以上)
- 3(2) 企業等と連携体制を確保して教育課程を編成
- 3(3) 企業等と連携して実習・演習等を実施
- 3(4) 総授業時数1700時間以上、総単位数62単位以上
- 3(5) 企業と連携して教員に対し実務に関する研修を実施
- 3(6)(7) 学校関係者評価と結果の公表
- 3(8) 情報公開

3(8) 情報公開

企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ①「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」に準拠
- ② ホームページなどを通じて恒常的に情報提供を行っていること。

申請時には以下の内容がHPなどで公表されていること

学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等

※様式4の公表は認定後

(参考)大学における情報公開

平成23年学校教育法施行規則の改正

各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化

情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ

・全ての大学で公表すべき事項(第172条の第1項)

(1)教育研究上の目的

～

(9)学生の就学、進路選択、心身の健康等の支援

・公表に努めるべき事項(第2項)

平成26年大学ポータルサイトのスタート

論点7 専修学校事務体制の 充実支援策に関連して

大学のように専修学校業界としてのFD・SD研究に関する集まりや相当する学会はない。

一部厚生労働省所管学科の教員は指定の教員養成プログラム(例、看護教員、リハビリテーション教員、柔道整復師教員など1か月～最大2年の養成期間がある)を修了する必要があるため、教員としての専門知識を学んでいる。

全国の7割が小規模校であり、単独の研修は無理があるため、職員についての研修は一般企業向けの人材研修が主である。

業界・職能団体の教員研修は基本的に専門知識・技術の研修が中心。

大学職員向け研修はあるが、専門学校職員向け学校法人経営・運営に対する研修は皆無(唯一東京都専各がやっているのみ)

教職員研修プログラムの例

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団

専修学校における教員資格研修(各支部ごと)

平成24年度～平成26年度中堅教員研修カリキュラム開発・構築・実証

教員のキャリアデザインワークショップ(これからの専修学校を担う自立型教員育成研修)

一般社団法人全国情報教育協会

アクティブラーニングのファシリテーション研修

『教授法とインストラクショナルデザイン』研修

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

新任研修、事務職員研修など

全国専門学校青年懇話会

全国大会年1回、分科会年1～3回

全国の若手経営者を中心に専門学校経営を担う人材の育成研修

その他に私学関係者向けに研修を開催している機関等

公益社団法人私学経営研究会

一般社団法人日本経営協会

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

論点のまとめ

職業実践専門課程認定が3割。言い換えれば、7割の専門学校では同レベルの情報公開ができていないということ。大学は全て公開というこの差に、専修学校業界の質の担保が保証されるのか。

まだ未実施の第三者評価委員会の活用を検討する時期に来ているが、職業実践専門課程認定との関連性も含め検討すべき。

教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会を通して、PDCAサイクルが機能することが重要。

「学校設置基準」と「学科設置基準」の二つのスタンダードがあり、必ずしも同一基準ではない。(例、厚労省医療系学科教員：資格取得後5年以上の業務経験、歯科衛生士学科教員：資格取得後4年以上の業務経験)教員要件のプラットフォーム化が必要なのと、非常勤講師に対する研修等は未整備である。

論点のまとめ2

事務系職員に対する研修は外部依存である。

教員研修も専門分野、教務分野の研修が出てきたが、中堅者のマネジメント研修はまだない。

大学と比べ小規模校が多いため、学内における教務研修実施のコスト負担が多大である。それを各県専各連に託しても県による運営の濃淡があるため、全国的に一定水準を保つことが不可能に近い。ミニマムスタンダードな教員研修プログラムを開発し、教員の評価基準にまで高めて広めると質を担保できる。

論点のまとめ3

日本の教育制度の中に、職業教育と職業訓練、それと資格をどう位置づけ、国際標準化という潮流にどう対処していくのか。(例:豪州TAFEとAQF)

地元就職による地方人材確保に多大なる貢献があるが、地域振興策として評価されていない。各都道府県私学助成に大きな差がある。また国からの私学助成はないため、ほとんどが学生負担である。日本の職業教育は国策として認められていないのか。そのためにも業界内で自助としての質の保証は急務であると考ええる。